

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	5-2
許認可等の種類	地すべり防止区域内の行為の許可			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第18条第1項			
許認可等の概要	地すべり防止区域内における制限行為に対する許可・不許可処分			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法第18条第1項 ・地すべり等防止法施行令第4～5条 ・地すべり等防止法の施行について第8 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	6週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について (平成6年9月28日 農林水産省 6構改D第569号)			